

令和8年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 刑事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

1 出題趣旨

問題1は、刑事訴訟法における基本的な原則のうち、所持品検査と違法収集証拠排除法則について、その知識・理解を問うものであり、問題2は、事例を示して供述調書（員面調書）の証拠能力に関する基本的知識が身に付いているかを問うものである。

問題1(1)では、最判昭和53・6・20刑集32・4・670を踏まえ、所持品検査は、明文規定はないものの、警職法2条1項の職務質問に付随して行うことができること、任意手段として許容されるのであるから、①捜索に至らない程度の行為であれば、強制にわたらない限り、②所持品検査の必要性、緊急性、③侵害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡を考慮し、④具体的状況の下で相当と認められる限度で許容されることについて説明することを求めている。

また、同(2)では、最判昭和53・9・7刑集32・6・1672を踏まえ、違法に収集された証拠物の証拠物の証拠能力については、①憲法及び刑訴法に何らの規定も置かれておらず、刑訴法の解釈に委ねられていること、②証拠物は押収手続が違法であっても、物そのものの性質・形状に変異を来すことはなく、その存在・形状等に関する価値に変わりのないことなど証拠物の証拠としての性格にかんがみると、その押収手続に違法があるとして直ちにその証拠能力を否定することは、事案の真相の究明に資するゆえんではなく、相当でないこと、③令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、④将来における違法捜査抑制の見地から相当でないと認められる場合に、その証拠能力が否定されることについて説明することを求めている。

問題2は、①伝聞証拠の意義を説明した上、②本件供述調書が、犯人性（甲が犯人であること）及び犯罪の成否（甲に住居侵入罪、強盗罪が成立すること）を証明するための証拠であり（要証事実が犯人性及び犯罪の成否である）伝聞証拠に該当すること、③その証拠能力については、刑訴法326条の同意が得られない場合には、同法321条1項3号所定の要件を満たす必要があることを指摘し、具体的な当てはめを論述させる問題である。本問の当てはめにおいては、特に「犯罪事実の存否の証明に欠くことができない」の要件及び「特に信用すべき状況の下にされた」の要件が重要となるが、前者については、一人暮らしの自宅内で起きた事件であり、乙の供述以外には犯人や犯行に関する直接的な証拠がないと考えられること、後者については、事件から比較的近い時点での供述である上、窓ガラスの破損という状況と合致する供述であること、そもそも知人である甲を陥れる動機も考え難いことなどが指摘できよう。

いずれも、刑訴法の基本的な学識の有無及びその適用能力を試す問題である。

2 採点基準

[問題1]

(1) 関係条文 明文規定がないこと：5点

行政警察活動である職務質問（警職法2条1項）に付随する行為として許容し得ること：5点

昭和53年判決を踏まえた規範定立：15点

(2) 関係条文 明文規定がないこと：5点

問題の所在の指摘（真相究明の必要性、証拠価値に変わりがないこと、適正手続の保障の要請など）：10点

昭和53年判決を踏まえた規範定立（違法の重大性、排除相当性）：10点

[問題2]

伝聞証拠の意義・定義、条文：15点

本件供述調書の実質的な要証事実：10点

刑訴法326条の同意がないこと：5点

同法321条1項3号に該当すること、要件の指摘：10点

当てはめ：10点